

令和4年第4回安堵町議会定例会会議録

(3日目)

令和4年12月12日(月)開議

午前10時

1 応招議員 9名

1 番	松田 勝	2 番	増井 敬史
3 番	近藤 晃一	4 番	山岡 敏
5 番	福井 保夫	6 番	森田 裕康
7 番	浅野 勉	8 番	森田 瞳
9 番	大星 成司		

2 出席議員 9名

3 欠席議員 なし

4 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長	西本 安博	副 町 長	富井 文枝
教 育 長	辰己 秀雄		
総 務 部 長	吉村 良昭	住 民 生 活 部 長	吉田 一弘
事 業 部 長	廣瀬 好郁	教 育 次 長	辻井 弘至
兼都市整備課長			
総合政策課長	富士 青美	危機管理室課長	吉田 裕一
税 務 課 長	勝井 顯	住 民 課 長	増田 篤人
子ども家庭推進室課長	藤岡 征章	健康福祉推進室課長	井上 育久
まちづくり推進課長	池田 佳永	教育推進課長	吉田 彰宏
会 計 室 長	西田 淳二		

5 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	溝本 貴宏	議 会 事 務 局 主 事	島田 ちひろ
-------------	-------	---------------	--------

6 会議事件は次のとおりである。

日 程

第 1 諸般の報告

第 2 総務産業建設常任委員会委員長報告

議案第 1 号 安堵町議会議員及び安堵町長の選挙における選挙運動の公費負担に
関する条例の制定について

議案第 6 号 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定に
ついて

議案第 13 号 国土交通省による大和川直轄河川改修遊水地整備事業における土地
代金補償に関する土地売買契約の締結について

第 3 文教厚生常任委員会委員長報告

議案第 7 号 安堵町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の全部改正について

議案第 9 号 安堵町放課後児童健全育成事業施設条例の一部を改正する条例に
ついて

第 4 議案第 14 号 安堵町個人情報保護法施行条例の制定について

第 5 議案第 15 号 安堵町個人情報保護審査会条例の制定について

第 6 議案第 16 号 一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定について

第 7 発議第 1 号 安堵町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

第 8 常任委員会の閉会中の継続調査について

第 9 特別委員会の閉会中の継続調査について

第 10 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

開 会
午前10時00分

議長（森田 瞳） 改めまして、おはようございます。

（「おはようございます」という声あり）

議長（森田 瞳） 只今の出席議員は9名です。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

本日の会議を開きます。

日程第1「諸般の報告」を議題とします。

議員派遣について報告いたします。2件ありますので、はじめに、市町村議会議員研修について増井議員から報告を受けます。

2番（増井敬史） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。増井議員。

（増井議員 登壇）

2番（増井敬史） 議席番号2番 増井敬史です。

議員派遣研修報告。議員派遣研修を次のとおり実施しましたので、安堵町議会会議規則第71条の規定により以下のとおり報告します。

1. 研修名、令和4年度市町村議会議員研修【2日間コース】第2回「防災と議員の役割」
2. 派遣期日、令和4年11月21日月曜日から11月22日火曜日
3. 派遣場所、全国市町村国際文化研究所
4. 研修講師、神戸大学名誉教授 日本防災士会理事長 室崎益輝氏、跡見学園女子大学教授 鍵屋一氏、防災企業連合関西そなえ隊事務局 湯井恵美子氏、熊本県八代市議会議員 上村哲三氏

5. 講義内容（要旨）、「講義1. 地域の防災力を高める」室崎益輝教授

巨大災害の時代、複合災害の時代、感染症災害の時代を迎えている。大元の原因は地球温暖

化である。気候変動により自然災害が、激甚化、頻発化しコロナ禍との複合災害の発生を想定しなければならない。そのため、防災も進化しなければならない。自然の凶暴化と社会の脆弱化、災害の激甚化をもたらしている。少子高齢化社会で、自治会やコミュニティが脆弱になり、コミュニティの助け合いができない。巨大災害には、減災の考え方による戦略的な対応が必要。何よりもまず自主防災組織のリーダーを養成すること。防災リーダーが推進役となりエンジン役となる必要がある。自主防災から進めると自治会が活性化する。

「講義2. 平時の防災」 鍵屋一教授

重要な地域防災政策とは

住宅の耐震化+家具止め等の室内の安全化。阪神淡路大震災では、建物の倒壊等による窒息死・圧死が83.3%。建築基準法改正以前の耐震基準を満たさない建物の倒壊が原因である。お年寄りと若者に犠牲が集中した。

要配慮者支援。災害死と災害関連死では、高齢者の死亡確率が高い。

防災教育。の3点が地域防災政策に重要である。何より「正常化の偏見」、バイアス。自分だけは大丈夫、わがまちは災害が起こらないという思い込み、という人間の意識を変えることが一番難しい。

災害時の議会、議員の役割

地域での支援活動。避難所の運営支援、在宅避難者情報のニーズ把握等、できることは何でも。

情報収集と災害対策本部への提供。窓口を議長に一元化する。

災害対策本部情報等の住民への提供、情報発信。特に在宅避難者や高齢者・障害者への重要情報提供が重要。

視察の受け入れ。視察は絶対断らないこと。要望活動。

次に、議員の行動指針(案) 1. 自らが被災しないように準備する。2. 地域での支援活動を。3. 情報の収集と地域への提供。4. 個別の要請は避け、地域の情報は議会に集約。5. 地域と議会・執行機関との橋渡しを。議会が正常化バイアスを打ち破ろう。

危機時には、危機管理担当だけでなく、全庁的に対応する必要がある。行政職員の危機管理能力を高めるためには、議会が質疑、提案等を通じて、訴え続ける必要あり。

演習、東日本大震災の際の津波の被害の事例2件について。話し合いのテーマ、大災害時に議会・議員が効果的な対応をするために。

「講義3. 災害時における八代市議会の対応と取組」 八代市議会議員 上村哲三氏

熊本地震・令和2年7月豪雨について。地区にリーダーを育ててください。最終判断ができる人。高齢化によりマンパワーが足りない。市議会と執行部が車の両輪となって働かなければならない。電気、水道、ガスのインフラが全て破壊され、デジタルの世界からアナログの世界になる。

平成28年熊本地震について。平成28年4月14日発災、議員全員の安否確認。マニュアルが無かった。

令和2年7月豪雨災害について。長さ約280キロメートル幅約70キロメートルの線状降水帯となり九州地方を延々と横断し続け、球磨川流域では、この線状降水帯の影響により、

時間雨量30ミリメートルを超える激しい雨が8時間以上に渡って連続し、7月3日、4日の2日間で7月の平均雨量の1か月分に相当する雨量が観測された。また、球磨川本川及び支川、川辺川における4観測所では、観測史上最高の水位を観測した。被害総額、すべての分野、約237億円。

以上です。

議長（森田 瞳） はい。続きまして、大飯発電所への議員派遣について浅野議員から報告を受けま
す。

7番（浅野 勉） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。浅野議員。

（浅野議員 登壇）

7番（浅野 勉） おはようございます。議席番号7番 浅野でございます。

安堵町議会議員派遣視察研修報告。視察議員代表 副議長 浅野勉

令和4年度安堵町議会議員派遣視察研修を実施しましたので、安堵町議会会議規則第71条の規定に基づき、別紙のとおり報告します。

1. 目的、新たな安全基準で稼働されている関西電力「大飯原子力発電所」を視察し、我が国の持続的なエネルギー施策について考察する。

2. 期日、令和4年11月24日木曜日

3. 場所、関西電力 大飯発電所（福井県おおい町）

4. 派遣議員、森田議長、浅野副議長、松田議員、増井議員、近藤議員、山岡議員、福井議員、森田裕康議員、大星議員

5. 同行者、西本町長

6. 随行者、池田まちづくり推進課長、溝本議会事務局長、島田議会事務局主事

7. 視察内容、バスの車内で、関西電力・送配電グループの川崎部長及び小山広報担当者からDVDを長時間視聴しながら、新しい安全基準に沿った原子力発電について詳細な説明を受けた。

はじめに、関西電力・エルガイアおおい（未来体感ミュージアム）に立ち寄り、館内の会議室に案内された。ここではスクリーン映写による、大飯発電所の稼働についての説明を受けた。その後、大飯発電所にバスで移動し、入館者入り口で手荷物等も預けた後、免許証等を持参し警備員による厳しい人定チェックがあった。また、案内担当者から、スマホ等の情報機器は持

ち込み禁止との伝達があった。

視察専用バスに乗り換え、誘導用の長いトンネルを抜けると道が開け、原発建屋群が現れた。原発敷地内で専用バスが止まる度に、各自に渡されたVRゴーグルを着用しながら解説を聞き、目の建屋内部構造等の上下左右の映像を見渡すことができた。また、数か所の下車説明ポイントに案内され、安全稼働のため、原発本体の強度を高めていることや、従事する作業員、施設、天災に対する付帯設備等にも安全対策がとられていることが随所に確認できた視察であった。

8. 感想、1年365日間の連続した発電稼働のため、通常は約2,000人の方々が日々勤務をされている。施設構内の壁面に「ご安全に」と書かれたスローガンが貼ってあった。構内では「ご安全に」が平素の挨拶の言葉であると聞いたことがあります。日々安全に心がけ、国民生活を支えておられる方々に感謝をして報告とします。

以上。

議長（森田 瞳） 以上で、諸般の報告を終わります。

議長（森田 瞳） 日程第2「総務産業建設常任委員会委員長報告」を議題とします。

総務産業建設常任委員長の審査結果報告を求めます。

総務産業建設常任委員会委員長（大星成司） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。大星総務産業建設常任委員長。

（大星総務産業建設常任委員会委員長 登壇）

総務産業建設常任委員会委員長（大星成司） 議席番号9番 大星でございます。それでは、総務産業建設常任委員会委員長報告をさせていただきます。

本会議で付託された議案の審査等のために当委員会を開催したので、安堵町議会会議規則第71条の規定に基づき、次のとおり報告します。

1. 調査事項、付託案件及び審議案件について。

議案第1号「安堵町議会議員及び安堵町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について」、議案第6号「職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制

定について」、議案第13号「国土交通省による大和川直轄河川改修遊水地整備事業における土地代金補償に関する土地売買契約の締結について」、その他「陳情書について」、「自主防災組織について」。

2. 開催日時及び場所、令和4年12月5日月曜、午前10時から、安堵町議会第2委員会室。

3. 出席者、(1) 委員 委員長、私、大星と、増井副委員長、松田委員、近藤委員、山岡委員、福井委員、森田裕康委員、浅野委員、森田瞳委員です。(2) 説明員 富井副町長、吉村総務部長、廣瀬事業部長、富士総合政策課長、吉田危機管理室課長、池田まちづくり推進課長、木村総合政策課課長補佐、吉田危機管理室課長補佐。(3) 議会事務局 溝本事務局長、島田主事です。

4. 内容、11月29日の本会議で付託された案件について各部長、課長から詳細な説明を受け慎重に審査いたしました。当委員会としての結果は次のとおりです。

(1) 議案第1号「安堵町議会議員及び安堵町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について」の説明を受け、各委員の質疑の概要は以下のとおりです。

なり手不足の解消を図ることを目的とし、近隣の町村でも制定されているが、安堵町は現在、財政健全化計画の最中であり、各種団体等の補助金も減額されている中、財政の負担になるような内容は当面の間必要ではない。

以上のとおり審議し、採決の結果、当常任委員会としては、否決すべきものと決しました。

(2) 議案第6号「職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について」の説明を受け、各委員の質疑の概要は以下のとおりです。

定年年齢を令和13年までに、段階的に65歳まで引き上げるということで危惧される、モチベーションの低下や、若手職員の育成の妨げにならないよう、しっかりと考慮した人事を行ってほしい。定年年齢の引き上げと共に、会計年度任用職員の定年年齢も65歳とすることを確認した。

以上のとおり審議し、採決の結果、当常任委員会としては、原案のとおり可決すべきものと決しました。

(3) 議案第13号「国土交通省による大和川直轄河川改修遊水地整備事業における土地代金補償に関する土地売買契約の締結について」の説明を受け、各委員の質疑の概要は以下のとおりです。

国へ改めて要望を提出していただき、しっかりと対応されていることが確認できた。今後、他の事業への影響や遅れ等が無いように、引き続き国や県と連携して対応してほしい。

以上のとおり審議し、採決の結果、当常任委員会としては、原案のとおり可決すべきものと決しました。

(4) 陳情書についてですが、「一筆がある」というのは、亡くなられた人物の家族から提出された条例に基づいた書類のことであり、「個人情報理由に却下された」というのは、個人情報保護法に基づき非開示であった。ということを確認した。今後も、引き続き陳情書の「要望」については、陳情人と担当部局が十分に協議し、解決を望むことが適切であると考えられます。なお、担当部局には、関係法令を遵守し、公平な立場でしっかりと対応していくよう指示します。

(5) 自主防災組織についての説明を受け、各委員の質疑の概要は以下のとおりです。

現在、全自治会の参加をフォローアップしている途中ではあるが、重要性を鑑みて、令和4年度内に、町が先行して、しっかりとしたマスタープランを作成し、それに基づき組織を立ち上げるということを確認した。

以上です。

議長（森田 瞳） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑、ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

これより、案件ごとに討論、採決を行います。

はじめに、議案第1号「安堵町議会議員及び安堵町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について」、討論を行います。

討論ございませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

これより、議案第1号について採決します。

本案に対する委員長の報告は、否決です。

従って、原案について採決します。

議案第1号を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（起立 なし）

議長（森田 瞳） 起立、なしです。

議案第1号は、否決されました。

議長（森田 瞳） 次に、議案第6号「職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について」、討論を行います。

討論ございませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 討論なしと認めます。

これより、議案第6号について採決します。

本案について委員長の報告は、原案のとおり可決です。

議案第6号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者 起立)

議長(森田 瞳) 起立、全員です。お座りください。

議案第6号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長(森田 瞳) 次に、議案第13号「国土交通省による大和川直轄河川改修遊水地整備事業における土地代金補償に関する土地売買契約の締結について」、討論を行います。

討論ございませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 討論なしと認めます。

これより、議案第13号について採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案のとおり可決です。

議案第13号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者 起立)

議長(森田 瞳) 起立、全員です。お座りください。

議案第13号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第3「文教厚生常任委員会委員長報告」を議題とします。

文教厚生常任委員会委員長の審査結果報告を求めます。

文教厚生常任委員会委員長（松田 勝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。松田文教厚生常任委員長。

（松田文教厚生常任委員会委員長 登壇）

文教厚生常任委員会委員長（松田 勝） おはようございます。文教厚生常任委員会報告書。本会議で付託された議案の審査等のため、当常任委員会を開催しましたので、安堵町議会会議規則第71条の規定に基づき、別紙のとおり報告します。

1. 調査事項、付託案件について。

議案第7号「安堵町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の全部改正について」、議案第9号「安堵町放課後児童健全育成事業施設条例の一部を改正する条例について」。

2. 開催日時及び場所、令和4年12月6日火曜日、午前10時から、安堵町議会第2委員会室。

3. 出席者、（1）委員 私、松田委員長と浅野副委員長、増井委員、近藤委員、山岡委員、福井委員、森田裕康委員、森田瞳委員、大星委員。（2）説明員 吉田住民生活部長、増田住民課長、藤岡子ども家庭推進室課長、田中住民課課長補佐、杵本子ども家庭推進室主任。（3）議会事務局 溝本事務局長、島田主事です。

4. 内容、11月29日の本会議で付託された案件について、担当課長から詳細説明を受け、慎重に審査いたしました。当常任委員会としての結果は次のとおりです。

（1）議案第7号「安堵町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の全部改正について」、議案の提案説明に補足して、安堵町廃棄物の処理及び再利用に関する条例の概要説明が行われました。この条例では、廃棄物の発生を抑制し、再利用の促進を図るため、町、事業者、住民それぞれの責務の明確化がうたわれています。また、事業系一般廃棄物では許可制度及び、手数料の徴収が導入されます。

議員から、①持ち込みごみの取り扱いはどのようになるのか。②農業用のマルチ、ビニール類の処理方法についての質問がありました。これに対し担当課長から、①住民による持ち込みごみについては現在取り扱っておりませんが、ごみ中継施設整備に伴い、業者等が持ち込む草木の置き場を確保出来るよう、まほろば環境衛生組合と協議中です。②基本的には農業用のマルチ、ビニール類については産業廃棄物となります。泥やごみを除去し、少量であれば燃やすごみとして対応は可能です。との回答がありました。

採決の結果、全員賛成で当常任委員会としては、原案のとおり可決すべきものと決しました。

(2) 議案第9号「安堵町放課後児童健全育成事業施設条例の一部を改正する条例について」、担当課長から、今回の議案は通年利用者と夏期休業期間のみ利用される方の保育料の不公平感をなくすための条例の一部改正を行うものですとの補足説明がありました。

議員からは、本事業に関わる支出が、委託料・ひびき使用料を含め2,811万円と膨大な額になっている。何か工夫が必要ではないのかという意見が多く出されました。担当課長から、年間70名の募集は将来的にも変更を考えていないので、支出の削減は容易ではないと考えている。学童の指導員の人数等今後検討課題としていくとの回答がありました。

採決の結果、全員賛成で常任委員会としては、原案のとおり可決すべきものと決しました。以上です。

議長（森田 瞳） これより、委員長報告に対する質疑を行います。
質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

これより、案件ごとに討論、採決を行います。

はじめに、議案第7号「安堵町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の全部改正について」、討論を行います。

討論ございませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

これより、議案第7号について採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案のとおり可決です。

議案第7号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 起立、全員です。お座りください。

議案第7号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 次に、議案第9号「安堵町放課後児童健全育成事業施設条例の一部を改正する条例について」、討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

これより、議案第9号について採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案のとおり可決です。

議案第9号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 起立、全員です。お座りください。

議案第9号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第4 議案第14号「安堵町個人情報保護法施行条例の制定について」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（富士青美） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。富士総合政策課長。

（富士総合政策課長 登壇）

総合政策課長（富士青美） おはようございます。総合政策課 富士です。よろしくお願いたします。それでは議案第14号「安堵町個人情報保護法施行条例の制定について」、提案理由の説明をさせていただきます。

個人情報保護に関する法律が令和3年に改正され、令和4年4月から施行されました。今回

の同法改正は、デジタル社会において多様な形で個人の情報や、個人を特定できる情報が散在している現状を鑑みて、統一した取扱い規制を定め、罰則の強化を図ること等を目的としたものです。それに伴い、同法の施行に関して必要な事項を定める条例の制定です。

議案書2枚目以降の条例を御覧ください。

第1条では条例の趣旨を、第2条では用語の定義を、第3条は個人情報ファイルに係る帳簿の作成及び公表について、第4条は個人情報ファイル簿で法の定めるもののほか、規則で定める事項を記載することについて、第5条は開示請求に係る手数料等、第6条は個人情報の適正な取扱いについて安堵町個人情報保護審査会に諮問できることを定め、第7条は本条例の施行に関し必要な事項は委員会に委任することを定めます。

施行日は令和5年4月1日からです。

それでは、議案書を朗読します。

議案第14号 安堵町個人情報保護法施行条例の制定について

安堵町個人情報保護法施行条例を別紙のとおり提出する。

令和4年12月12日提出、安堵町長 西本安博。

条例本文は、先ほど説明した内容と重複しますので割愛させていただきます。

御審議、御可決の程よろしくお願いたします。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） なしと認めます。

これより議案第14号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者 起立)

議長（森田 瞳） 起立、全員です。お座りください。

議案第14号は、原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 続けます。日程第5 議案第15号「安堵町個人情報保護審査会条例の制定について」を議題といたします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（富士青美） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。富士総合政策課長。

(富士総合政策課長 登壇)

総合政策課長(富士青美) それでは議案第15号「安堵町個人情報保護審査会条例の制定について」、提案理由の説明をさせていただきます。

本件につきましても、今回の個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、個人情報審査会に関する必要事項を定めるものです。

議案書2枚目以降の条例を御覧ください。

第1条で個人情報保護審査会を設置することを、第2条は同審査会の所掌事務について、第3条は審査会は5人の委員で組織することを、第4条は審査会委員の任期は2年、町長が委嘱することを、第5条は審査上必要と認められた時は請求人、関係人に対して説明や意見を聞き、資料の提出を求めることができることを、第6条は本条例の施行に関し必要な事項は委員会に委任することを定めます。

施行日は令和5年4月1日です。

それでは、議案書を朗読します。

議案第15号 安堵町個人情報保護審査会条例の制定について

安堵町個人情報保護審査会条例を別紙のとおり提出する。

令和4年12月12日提出、安堵町長 西本安博。

条例本文は、先ほど説明した内容と重複いたしますので割愛させていただきます。

御審議、御可決の程よろしくお願ひいたします。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） なしと認めます。

これより議案第15号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 起立、全員です。お座りください。

議案第15号は、原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第6 議案第16号「一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定について」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（富士青美） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。富士総合政策課長。

(富士総合政策課長 登壇)

総合政策課長(富士青美) 議案第16号「一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定について」、提案理由の説明をさせていただきます。

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律、以下「法」と言います。に基づき、専門的な知識を有する業務もしくはその専門的な知識経験が必要な職員の育成または能率的な業務遂行上必要な場合、任期を定めて採用することについて必要な事項を定めるために制定するものです。

議案書2枚目以降の条例を御覧ください。

第1条は本条例の趣旨を、第2条と第3条は任期を定めた採用ができる場合及び業務について、第4条は任期を定めた短時間勤務職員の採用について、第5条は当初の任期を延長する場合について、第6条は任期付採用職員の任期が5年未満の場合、5年を越えない範囲で任期を更新することができることを定めます。

また、附則において関係条例の一部を改正します。新旧対照表をお願いします。関係条例の一部改正について御説明させていただきます。はじめに、職員の勤務時間、休暇等に関する条例に、1週間の勤務時間が短い任期付短時間勤務職員に、法第5条により任期を定めて採用された短時間勤務職員を含むことを加え、職員の育児休業に関する条例につきましては、今回新規制定する条例により採用された短時間勤務職員を加えます。

そしてもう一つ、一般職の職員の給与に関する条例についてでございますが、第4条第10項として、法第3条から第5条までの規定により採用された任期付職員は原則昇給しない旨を定め、第4条の3として、任期付短時間勤務職員の給料月額を1週間あたりの勤務時間に応じたものとする旨を加え、第8条の2、第10条、第17条の2に任期付短時間勤務職員を追加します。

なお、施行期日は令和5年1月1日です。

それでは、議案書を朗読します。

議案第16号 一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定について

一般職の任期付職員の採用に関する条例を別紙のとおり提出する。

令和4年12月12日提出、安堵町長 西本安博。

本文につきましては、先ほど説明した内容と重複しますので割愛させていただきます。

御審議、御可決の程よろしくお願ひいたします。

議長(森田 瞳) これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 討論なしと認めます。

これより議案第16号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者 起立)

議長(森田 瞳) 起立、全員です。お座りください。

議案第16号は、原案のとおり可決されました。

議長(森田 瞳) 只今、10時36分です。

10時55分まで休憩いたします。

休 憩 (午前10時36分)

再 開 (午前10時53分)

議長(森田 瞳) 休憩前に引き続き、再開いたします。

日程第7 発議第1号「安堵町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」を議題

とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

6番（森田裕康） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。6番 森田裕康議員。

（森田裕康議員 登壇）

6番（森田裕康） 6番 森田裕康です。発議第1号「安堵町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」、提案理由の説明をいたします。

令和3年5月に公布された「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第38号）」により個人情報保護法が改正され、地方公共団体の個人情報保護制度は全国共通のルールが適用されることとなりました。

この改正後の個人情報保護法において、独立性の確保の観点から、議会が地方公共団体の機関から除外されることとなったため、議会独自の個人情報保護条例を新たに制定するものです。

条例の内容は、第1章に目的、定義、議会の責務、第2章に個人情報の保有の制限、利用目的の明示、安全管理措置などの個人情報の取扱いに関すること、第3章に個人情報ファイルの作成や公表について、第4章に開示、訂正、利用停止に関すること、第5章に雑則、第6章に罰則を規定しています。

条例の施行期日は、令和5年4月1日です。

それでは、発議書を朗読します。

発議第1号 安堵町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

安堵町議会の個人情報の保護に関する条例を別紙のとおり提出する。

令和4年12月12日提出、提出者 安堵町議会議員 森田裕康

賛成者 安堵町議会議員 松田勝、増井敬史、近藤晃一、山岡敏、
福井保夫、浅野勉、森田瞳、大星成司

本文につきましては、只今の説明と重複いたしますので割愛します。

議員の皆様には、御審議、御可決の程よろしく申し上げます。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 討論なしと認めます。

これより発議第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者 起立)

議長(森田 瞳) 起立、全員です。お座りください。

発議第1号は、原案のとおり可決されました。

議長(森田 瞳) 日程第8「常任委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

各常任委員長から、所管事務について会議規則第69条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 異議なしと認めます。

各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

議長（森田 瞳） 日程第9「特別委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

子供及び子育て世代の人口増に関する対策検討特別委員長から、所管事務について会議規則第69条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

議長（森田 瞳） 日程第10「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」、議題とします。

議会運営委員長から、議会の運営に関する事項について、会議規則第69条の規定により、お手元に配布いたしております申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

議長（森田 瞳） これで本日の日程は、全て終了いたしました。会議を閉じます。

令和4年第4回安堵町議会定例会を閉会いたします。

お疲れでございました。

閉 会
午前10時59分
